

ストックホルム条約第10回締約国会議（COP10）の結果の概要

令和4年6月21日

1. 会議の概要

2022年6月6日～6月17日にジュネーブ(スイス)において、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(POPs条約)の第10回締約国会議(COP10)が開催され、新たに「ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質」を同条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなります。また、デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについての個別の適用除外の見直し、条約の有効性の評価などについて、議論が行われました。

2. 会議の主な結果

(1) 条約上の規制対象物質の追加

ストックホルム条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)の第15回会合(2019年10月)における検討結果を受け、POPRCから今次締約国会議に対して条約の附属書A(廃絶)への追加の勧告が行われた1物質群について、適用除外の要否、対象物質の定義等が議論された結果、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。今後、附属書Aに追加される物質については、製造・使用等の廃絶に向けた取組を、条約の下、国際的に協調して行うこととなります。

今後、各加盟国は対象物質について各国の国内法令で担保することとなり、我が国においても、条約で定められている規制内容に基づき、所要の措置を講ずることとなります。

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造等	・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)

(備考) 上記の表中の情報は省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。

POPs条約ホームページ

(<http://www.pops.int/TheConvention/ConferenceoftheParties/Meetings/COP10/tabid/8397/Default.aspx>)

(2) 過去に附属書に追加された物質の個別の適用除外の見直し

2017年の第8回締約国会議（COP8）で附属書A（廃絶）に追加されたデカブロモジフェニルエーテル（主な用途：難燃剤）及び短鎖塩素化パラフィン（主な用途：難燃剤）については、いくつかの用途に対して個別の適用除外が条約上で規定されています。今回の締約国会議では、これらの適用除外が引き続き必要か検討を行いました。その結果、締約国から提出された情報が限定的であったことから、デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンに関する追加の情報を2022年8月31日までに提出するよう、締約国及びオブザーバーに対して求めることとなりました。追加情報は、2022年9月に開催予定のPOPRCの第18回会合にて検討された上で、2023年に開催予定の第11回締約国会議（COP11）で検討される予定です。

(3) 条約の有効性の評価

条約の有効性評価については、2023年のCOP11での報告に向けた有効性評価の実施等に係る決議が採択されました。また、今次COPにおいては、我が国が属するアジア太平洋地域を含む、国連5地域において作成された第3回地域モニタリング報告書が提出されました。各地域のモニタリング報告書に基づいて作成される全球モニタリング報告書はCOP11に提出される予定です。

我が国としては、引き続き、的確な国別報告書の提出、環境モニタリング調査により得られたデータの提供、東アジアPOPsネットワークにおける活動等を通じて貢献を行っていきます。